

官報号外

平成十一年七月十一日

○ 第百四十五回 参議院会議録第三十五号

平成十一年七月十二日(月曜日)

午後一時三十分開議

○ 議事日程 第三十五号

平成十一年七月十二日

午後一時三十分開議

第一 国務大臣の演説に関する件

第二 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、日程第一及び第二

一、食料・農業・農村基本政策に関する決議案
(三浦一水君外六名発議)(委員会審査省略要
求事件)

○ 議長(斎藤十朗君) 日程第一 国務大臣の演説
に関する件

大蔵大臣から財政について発言を求められてお
ります。これより発言を許します。宮澤大蔵大
臣。

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○ 国務大臣(宮澤喜一君) 今般、平成十一年度補
正予算を提出し、御審議をお願いするに当たり、
その大要について御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢と、さきに決定されまし
た緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について
申し上げます。

我が国経済は、個人消費及び設備投資が低調に
推移し、失業率が高水準にあるなど、依然として
厳しい状況にあります。平成十一年度補正予算及
び平成十一年度予算の着実な執行、信用保証制度
の拡充、金融システム安定化策の進展など、各般
の政策を実現するため、予算について御説明申し上
げます。

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。予算委員長倉田寛之君から常任委員長を辞任いたし
たいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○ 議長(斎藤十朗君) この際、欠員となりました
予算委員長の選挙を行います。

つきましては、予算委員長の選挙は、その手続
を省略し、議長において指名することに御異議ござ
いませんか。

(拍手)

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、予算委員長に竹山裕君を指名
いたします。

(拍手)

これらの動きを力強いものとし、雇用不安の払
拭を図るとともに、我が国経済の再生に結びつけ
るため、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化
対策を決定いたしました。

政府としましては、厳しい現下の雇用情勢への
対応は喫緊の最重要課題であるとの認識のもと、
これまでも雇用活性化総合プランを策定し、合計
一兆円規模の施策を実施してまいりましたが、こ
のたび、これをさらに拡充、推進するため、緊急
雇用対策として、七十万人を上回る規模を対象と
した雇用・就業機会の増大策を実施するほか、就
職支援施策の対象を十万人拡充し、再就職促進の
取り組みをより確実なものとするなどいたして
おります。さらに、雇用・就業機会の一層の増大
等に向けて、規制の見直し、新規開業支援、緊急
少子化対策等について取り組むことといたしてお
ります。

また、産業競争力強化対策につきましては、新
規・成長産業の振興、未来産業の創造に向けた新
規技術開発の活性化、創造的な中小企業・ベン
チャー企業の振興など、我が国経済の中核を担う
生産性の高い産業分野の創出を図ることとともに、当
面の課題である事業再構築のため、企業の自助努力
を前提としつつ、その環境整備を進めることによ
り、経済の供給面の体質強化を図ることといたして
しております。

これらの結果、平成十一年度一般会計補正後予
算上の純剰余金の二分の一の範囲内で三千七百三
十七億円を計上するとともに、予備費を一千五百億
円取り崩すことにより、公債の増発によらず、所
要額を確保いたしました。

これらの結果、平成十一年度一般会計補正後予
算の総額は、当初予算に対して歳出歳入とも三千
六百九十八億円増加し、八十二兆二千二百九十九
億円となります。

特別会計予算につきましては、労働保険特別会
計において失業なき労働移動支援の強化等を図る
ための補正を行うほか、印刷局特別会計において
所要の補正を行うことといたしておられます。

以上、平成十一年度補正予算の大要について御
説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただき
ますようお願い申し上げます。(拍手)

○ 議長(斎藤十朗君) ただいまの演説に対する質

疑は次会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野間赳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野間赳君登壇、拍手〕

○野間赳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等、食料・農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料・農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、昭和三十六年に制定された農業基本法にかわる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにします。

なほ、衆議院におきましては、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行わなければならぬとする等の修正が行われております。

委員会におきましては、小渕内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行つとともに、公聴会のほか、仙台市及び福岡市においていわゆる地方公聴会を開催いたしました。

質疑の主な内容は、農業基本法下における農政の展開と評価、前文の位置づけ、次期WTO農業交渉への基本的な考え方、食料・農業・農村基本

計画的具体的内容、食料自給率の向上、世界の食料需給と食料安全保障の確立、安全で良質な食料の安定供給、優良農地の確保策と株式会社の農地取得に対する考え方、担い手の育成と確保の重要性、市場原理の導入と農業経営の安定方策、農業・農村の有する多面的機能の發揮、農村地域の振興策、中山間地域等に対する直接支払いのあり方、予算の確保問題等がありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、日本共産党を代表して大沢委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤理事より原案に反対、修正案に賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

一百三十二

一百九

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたしました。二浦一水君外六名発議に係る食料・農業・農村基本政策に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。二浦一水君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○三浦一水君登壇、拍手

○三浦一水君 ただいま議題となりました自由民主党、民主黨・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び自由党の各会派共同提案に係る食料・農業・農村基本政策に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

食料・農業・農村基本政策に関する決議案

近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展等に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、多面的機能の低下等が懸念されるに至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で良質な食料の安定供給、農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である。

また、農地及び担い手を確保するとともに、農業経営・生活環境の整備を促進し、農業の維持拡大を可能とする所得・経営安定対策を講ず

ること等によって、農業者が自信と誇りをもつて農業を展開できる、活力にあふれた住みよい農村を創造し、その求心力を回復しなければならない。

さらに、次期WTO農業交渉においては、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立すべく、毅然とした取組が必要である。

よつて政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。

以上であります。

右決議する。

今日、人類は、二十一世紀における人口爆発と経済成長に伴う食生活の変化を背景として、食料需要が大幅に増加すると予測されるもとで、その供給制約要因となる資源の有限性や環境問題の深刻化という課題に直面しているのであります。

このよう中で、世界最大の農産物純輸入国である我が国は、食料安全保障体制を確実なものとする一方、過般の世界食料サミットの理念に沿つて、国内外において積極的な役割を果たす責務を有しているのであります。

しかしながら、膨大な食料ロスを伴つた飽食の陰で、我が国の農業及び農村は、食料生産の基盤となる農地面積の減少、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、農家数の減少、担い手不足等が依然として深刻な状況にあり、集落が崩壊する事態をも招いています。

また、国際化の進展と、このような農業構造の脆弱化によって、我が国の食料自給率は主要先進諸国中最底の水準にまで落ち込み、七割を超す国民が将来の食料安定供給に不安を持ち、国土保全等の多面的機能の低下も懸念されているのであります。

本決議案は、二十一世紀を展望し、このような

官報(号外)

事態に適切に対処するため、万全の措置を政府に求めるものであります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。

何とぞ、皆様の御賛同を賜りますように心よりお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
反対 賛成

一百三十一
二百三十一 ○

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(斎藤十朗君) ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められました。中川農林水産大臣。

[國務大臣中川昭一君登壇、拍手]

○國務大臣(中川昭一君) ただいまは食料・農業・農村基本法を御可決いただきまして、ありがとうございます。

また、この御決議に対しまして所信を述べさせていただきます。

ただいまの御決議の趣旨を十分体しまして、遺憾のないように万全を尽くして対処してまいりたいと思います。

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたしました。(拍手)

議員	議長	副議長	出席者は左のとおり。	午後一時五十三分散会	ます。
弘友 和夫君	斎藤 十朗君	菅野 久光君			
鶴保 康介君					
岩本 荘太君					
福本 潤一君					
岩崎 良三君					
山崎 力君					
沢 たまき君					
阿曾田 清君					
水野 誠一君					
高野 博師君					
益田 月原					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					
水原 茂皓君					
高橋 加藤修一君					
月原 益田					
但馬 曙君					
菅原 健二君					

平成十一年七月十一日 参議院会議録第二十五号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

記		異動前 官職名	氏 名	異動後 官職名	年 月 日	異 動
官房長事務代 理官	大蔵大臣 官房長 審議官	大蔵大臣 官房審議 官	荒木喜代志 溝口善兵衛 武藤敏郎	(解職) 大蔵省國 大蔵省主 計局長	大蔵大臣 大蔵省國 大蔵省主 計局長	平一七八
大蔵省主 計局長	大蔵省主 計局長	大蔵省主 計局次長	津田廣喜 涌井洋治 坂篤郎	大蔵省主 (退職)同	同	同
大蔵省國 大蔵省主 計局長	伏屋和彦	官房長官官 長	官房長官官 長	経済企画 官	同	同
国税課 税部長	黒田東彦 森田好則	財務官 大蔵省國 税局長	同	同	同	同

經濟企画庁長官官房長 坂篤郎君
外務省經濟協力局長 大島賢三君
大蔵大臣官房長 林正和君
大蔵大臣官房総務審議官 原口恒和君
大蔵大臣官房審議官 牧野治郎君
大蔵省主計局次長 津田敏郎君
大蔵省金融企画局長 福田誠君
大蔵省國際局長 溝口善兵衛君
國税庁課税部長 河上信彦君
同日内閣総理大臣から議長宛、經濟企画庁長官官房長坂篤郎君外九名(同日議長承認)を、第百四十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、經濟企画庁長官官房長坂篤郎君外九名(同日議長承認)を、第百四十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
行財政改革・税制等に関する特別委員会
議院運営委員
辞任 畑野君枝君 林紀子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
行財政改革・税制等に関する特別委員会
議院運営委員
辞任 日出英輔君 水島裕君
宮本岳志君 吉川春子君
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
辞任 緒方靖夫君 宮本岳志君
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君、外務省アジア局長阿南惟茂君、外務省經濟局長大島正太郎君及び外務省經濟協力局長大島賢三君の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理大臣官房外政審議室長事務代理

外務省アジア局長事務代理 安藤 裕康君

外務省経済協力局長事務代理 荒木喜代志君

外務省経済協力局長事務代理 近藤 誠一君

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君外三名(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

食料・農業・農村基本法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年七月八日

農林水産委員長 野間 遼
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、国及び地方政府公共団体の責務等を明らかにしようとするものであって、おむね妥当な措置と認める。

本法施行のため、特に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十二条により送付する。

平成十一年六月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤十朗殿

(小字は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条—第十四条)

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本法案

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策
(第十六条—第二十条)

第三節 農業の持続的な発展に関する施策
(第二十一条—第三十三条)

第四節 農村の振興に関する施策(第三十四条—第三十六条)

第三章 行政機関及び団体(第三十七条—第三十九条—第四十三条)

第四章 食料・農業・農村政策審議会(第三十一条—第三十三条)

附則

(目的)
第一章 総則

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給について

は、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産○の増大を図ること○を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

(多面的機能の發揮)

第三条 國土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)について

は、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に發揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望

ましい農業構造が確立されることとともに、農業の自然循環機能、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。(以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図らなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(水産業及び林業への配慮)

第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食

料、農業及び農村に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関して、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(農業者等の努力)

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基

本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行っては、基本理念にのっとり、國民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

(農業者等の努力の支援)

第十二条 國及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(消費者の役割)

第十三条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十五条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(政府の報告に係る食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない)

第十六条 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(政府の報告に係る食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない)

第十七条 政府は、第一項の規定により基本計画を定めることは、國の総合的な利用、開発及び保全に関する國の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

(基本計画のうち農村に関する施策に係る部分についての国と農業者との他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする)

う。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関する、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

四 前二号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

五 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

六 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、逕済なく、これを○公表しなければならない。

七 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘察し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとす

る。

八 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食

料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」といふ)の意見を聽かなければならない。

(食料消費に関する施策の充実)

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の

改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(食料産業の健全な発展)

第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出入に関する措置)

第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与える、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協

力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

(望ましい農業構造の確立)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、當農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営

意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業經營を展開できるようとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他經營の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するため必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第二十四条 国は、良好な當農条件を備えた農地の確保及びその有効利用を図るため、農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産の基盤の整備)

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業生産に即した農業生産を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、國民が農業に対する理解と関心を深めよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第二十六条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するために必要な安定を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら農業の技術及び経営管理能力の向上、新業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

要な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第二十六条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき経営の習慣を育成するため、農業経営

を育成し、これら農業の技術及び経営管理能力の向上、新業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第二十七条 国は、農業の再生産が阻害されることを防止するために必要な安定を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第二十八条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行なうことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(農業生産組織の活動の促進)

第二十九条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行なう農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産組織の活動の促進)

第三十条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他の農村の総合的な振興に関する施策を計

画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(農村の総合的な振興)

第三十一条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他の農村の総合的な振興に関する施策を計

画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)

第三十二条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の安定を図るために必要な地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第三十三条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業及び肥料の適正な使用の確実な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)

第三十四条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るために必要な地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域そ

の農業に関する技術の普及事業の推進その他必

要な施策を講ずるものとする。

<p>官 (外) 報</p> <p>他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。</p> <p>(都市と農村の交流等)</p> <p>第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でよりある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第三章 行政機関及び団体</p> <p>(行政組織の整備等)</p> <p>第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。</p> <p>(団体の再編整備)</p> <p>第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。</p>	
<p>体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p>第四章 食料・農業・農村政策審議会</p> <p>(設置)</p> <p>第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業基本法の廃止)</p> <p>第二条 農業基本法(昭和三十六年法律第二百三十七号)は、廃止する。</p>	<p>第五条 土地改良法の一部改正</p> <p>第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の二 第一項中「農政審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。</p>
<p>(権限)</p> <p>第四十条 審議会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>第四十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、前項に規定する事項に関し学識経験のある者の中から、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第四十二条 審議会は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会に提出されたものとみなす。</p>	<p>会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業基本法の廃止)</p> <p>第二条 農業基本法(昭和三十六年法律第二百三十七号)は、廃止する。</p> <p>第三条 この法律の施行の際平成十一年における前条の規定による廃止前の農業基本法(以下「旧基本法」という。)第六条第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告が国会への提出については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の施行前に旧基本法第六条第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧基本法第六条第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合には、これらの報告は、第十四条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。</p> <p>3 この法律の施行の際平成十一年における旧基本法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。</p> <p>4 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十四条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。</p>
<p>第五条 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条 削除</p> <p>第六条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条 第二項中「農業構造の改善」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をいいに改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第一項第三号の農業構造の改善及び」を削る。</p> <p>第二条第一項中「農業構造の改善」及び「農業構造の改善」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をいいに改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第一項第三号の農業構造の改善及び」を削る。</p> <p>右の議案を発議する。</p> <p>平成十一年七月八日</p>	<p>第五条 甘味資源特別措置法の一部改正</p> <p>第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の二 第一項中「農政審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。</p> <p>第六条 第二項中「農業構造の改善」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をいいに改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第一項第三号の農業構造の改善及び」を削る。</p> <p>右の議案を発議する。</p> <p>平成十一年七月八日</p>

官 報 (号 外)

賛成者	和田 洋子 谷本 嶽 阿曾田 清
岸 宏一 佐藤 昭郎 長峯 基 小川 敏夫 郡司 彰 大沢 辰美 石井 一二 参議院議長 斎藤 十朗殿	国井 正幸 中川 義雄 森下 博之 久保 亘 木庭健太郎 村沢 牧 岩本 荘太

食料・農業・農村基本政策に関する決議
近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展等に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、多面的機能の低下等が懸念されるに至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で良質な食料の安定供給、農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映、された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立すべく、毅然とした取組が必要である。

よって政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。

右決議する。

投票者氏名
日程第一 食料・農業・農村基本法案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

北岡	久野	秀二君
小山	孝雄君	恒一君
佐藤	昭郎君	齊藤 滋宣君
陣内	孝雄君	清水嘉与子君
末広	まさこ君	まきこ君
鈴木	正孝君	正孝君
田中	直紀君	裕君
竹山	裕君	享詳君
常田	中原	基君
中島	長峯	吉宏君
野間	西田	真人君
長峯	野間	爽君
馳	日出	赴君
服部	英輔君	三歳君
三浦	保坂	松谷蒼一郎君
溝手	一水君	顯正君
森田	次夫君	次夫君
矢野	哲朗君	哲朗君
山崎	正昭君	正昭君
依田	智治君	智治君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
雅史君	雅史君	雅史君
浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君

久世	国井	正幸君	公堯君
朝日	坂野	重信君	國井
足立	塙崎	恭久君	正幸君
俊弘君	佐藤	泰三君	祥雲君
良平君	鴻池	須藤良太郎君	正堯君
若林	谷川	世耕	政二君
吉川	中川	弘成君	金木
山本	田村	成瀬	正義君
内山	谷川	秀善君	正耕君
森山	中曾根	義雄君	正義君
村上	仲道	俊哉君	正義君
水島	成瀬	守重君	正義君
松村	野沢	太三君	正義君
真鍋	南野	知恵子君	正義君
芳正君	橋本	聖子君	正義君
裕君	烟	惠君	正義君
一太君	平田	耕一君	正義君
芳勇君	龍二君	賢一君	正義君
俊夫君	裕君	裕君	正義君
正俊君	正邦君	正邦君	正義君

伊藤基隆君
今井海野澤君
江本小川敏夫君
勝木健司君
木俣佳丈君
郡司彰君
小宮山洋子君
與石東君
佐藤雄平君
櫻井充君
高嶋良充君
谷林正昭君
角田義一君
内藤正光君
長谷川清君
福山哲郎君
堀利和君
峰崎俊久君
松崎直樹君
松前達郎君
柳田稔君
吉田之久君
魚住裕一郎君
大森礼子君
藝科満治君
風間昶君
高野博師君
綱訓弘君
浜田卓二郎君
沢たまき君
大森礼子君
澤登君
徳君
孟紀君
司君
佳丈君
彰君
洋子君
東君
雄平君
充君
良充君
正昭君
義一君
正光君
清君
哲郎君
利和君
俊久君
直樹君
達郎君
稔君
之久君
裕一郎君
礼子君
満治君
昶君
博師君
訓弘君

石田	今泉
美栄君	昭君
岡崎トミ子君	五月君
小川	勝也君
川橋	幸子君
北澤	俊美君
小林	元君
小山	峰男君
齋藤	泰介君
佐藤	勤君
笛野	貞子君
千葉	泰子君
竹村	景子君
寺崎	昭久君
平田	健二君
直嶋	正行君
藤井	俊男君
前川	忠夫君
松田	岩夫君
円	より子君
篠瀬	進君
山下八洲夫君	
和田	洋子君
荒木	清寛君
海野	義孝君
加藤	修一君
木庭健太郎君	
白浜	
但馬	
鶴岡	
浜四壁敏子君	
久美君	
洋君	
一良君	

平成十一年七月十二日

參議院會議錄第三十五號 投票者氏名

—

官報(号外)

平成十一年七月十二日

參議院會議錄第三十五号

投票者氏名

反対者氏名

市田	井上	井上	美代君
緒方	笠井	忠義君	
小泉	立木	靖夫君	
西山登紀子君	谷本	亮君	
大渕	渕上	洋君	
吉岡	高橋	親司君	
宮本	鶴保	君枝君	
林	平野	吉典君	
烟野	大渕	紀子君	
岳志君	千景君	絹子君	
君枝君	貞雄君	英夫君	
紀子君	信也君	魏君	
西山登紀子君	眞夫君	牧君	
吉川	令則君	康介君	
山下	阿曾田	秀昭君	
吉川	月原	星野	三重野榮子君
筆坂	戸田	田村	清水澄子君
須藤美也子君	福島	入澤	照屋
大沢	椎名	阿曾田	穂原敬義君
岩佐	田名部	清君	山下芳生君
池田	佐藤	肇君	吉川春子君
幹幸君	山崎	邦司君	福島瑞穂君
辰美君	松岡滿壽男君	秀昭君	三重野榮子君
須藤美也子君	西川きよし君	眞夫君	吉川春子君
大沢	敦夫君	素夫君	吉川春子君
岩佐	道夫君	莊太君	吉川春子君
池田	力君	邦司君	吉川春子君
幹幸君	西川きよし君	秀昭君	吉川春子君

○名

九
三
三から終わり
超業家

段行誤

第三十号中正誤

起業家

正

官 報 (号 外)

平成十一年七月十二日 参議院会議録第三十五号

明治
三
種
郵
便
物
語
可
日

発行所
二東京
番京一
大四都〇
藏
省
印
刷
局
局
目

電話
03
(3587)
4284

定 価
(本体
本
部
一一〇円)